平成29年度 苦情・相談受付事例 紛争解決対応室



■ 概況

- 平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日。以下「同年度」という。)において、送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を32件(前年度継続分を含む)受領し、30件の対応を終了した。
- ▶ 同年度において、業務規程第186条に定めるあっせん・調停手続に移行したものはない。

(参考)

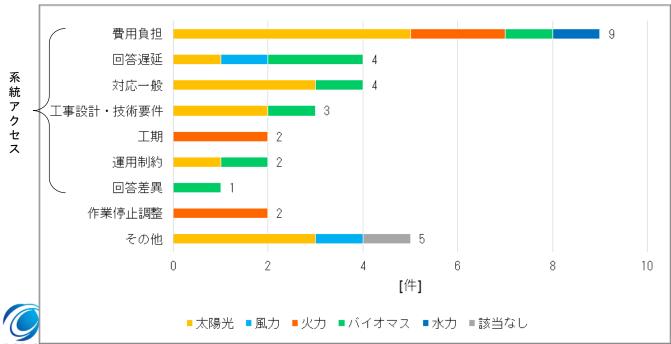
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
苦情∙相談	受付件数	76	64(9)	32(1)
	対応済件数	67	63	30
紛争解決 (あっせん・調停)	申請件数	0	2	О
	受理件数	0	2	О
	終了件数	О	成立1 不応諾1	О



- 同年度の受付内容主旨内訳(電源種別)においては、系統アクセスの「費用負担」に関するものが9件と最も多い。
- 9件のうち5件は太陽光発電設備。

【費用負担に関する相談例】

- 接続検討の回答または契約申込みの検討結果において、一般送配電事業者から提示された工事費負担金の金額が高い。
- 工事費負担金の支払方法(例えば分割払い)の協議が調わない。
- ▶ 他の申込者が計画を中止したため、自らの工事費負担金が増額となった。など



「回答遅延」: 送配電等業務指針(平成29年9月6日変更)に定めのある接続検討、同時申込み及び契約申込みに対する一般送配電事業者の回答期間を超過することについての相談。

「対応一般」:系統アクセス手続において、発電事業者 等からの問い合わせに対する返答状況、回答書に関 するの説明状況等一般送配電事業者の対応について の一般的な相談。

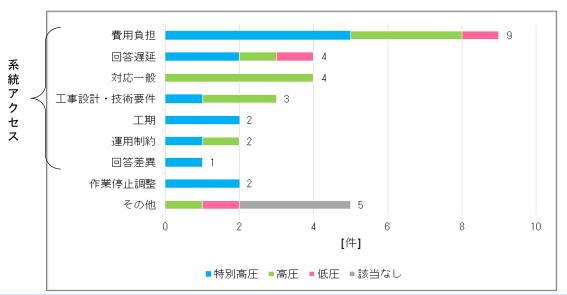
「工事設計・技術要件」: 発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。) 及び需要設備の連系についての接続検討又は契約申込みの回答において示された、系統連系技術要件に関する相談。

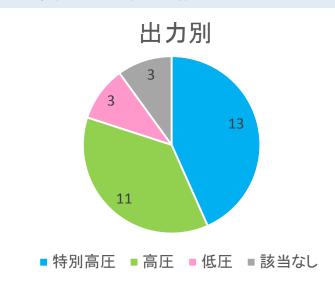
「運用制約」: 発電設備等(送電系統に電力を流入しない発電設備等を除く。) 及び需要設備の連系についての接続検討又は契約申込みの回答において示された、系統運用上の制約条件(主に熱容量面。出力調整等により潮流調整を行うこと。) に関する相談。

「回答差異」: 発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果と接続検討の回答に差異があること又は 差異の説明についての相談。

※相談内容は複数の要素を含む内容が多く、上の分類は厳密なものではない。

- 同年度の受付内容主旨内訳(電圧区分)においては、特別高圧設備に係る相談が13件と 最も多い。
- 高圧と特別高圧に係る相談は全体の約8割。平成27年度から同様の傾向。





(参考)

